

開発行為に伴う関連公共施設等の  
整備に関する指導要綱

令和5年10月1日

三田市

目次

**第1章 総則**（第1条－第7条）

第1条（目的）……………2

第2条（用語の定義）……………2

第3条（遵守義務）……………2

第4条（適用の範囲）……………2

第5条（協議と協定の締結）……………3

第6条（施行者負担の原則）……………3

第7条（削除）……………3

**第2章 開発事業計画**（第7条－第15条）

第8条（土地利用計画）……………3

第8条の2（景観の形成）……………4

第9条（自然緑地、文化財の保存保護）……………4

第10条（公害の防止）……………4

第11条（防災計画）……………4

第12条（周辺住民への事業説明）……………4

第12条の2（住居表示）……………4

第12条の3（標識の設置等）……………4

第13条（宅地の規模）……………5

第14条（駐車駐輪用地）……………5

第14条の2（消防活動施設等）……………6

第15条（削除）……………6

**第3章 公共施設の整備**（第16条－第21条）

第16条（道路）……………6

第17条（排水）……………6

第18条（公園の整備）……………6

第18条の2（緑地の確保）……………7

第19条（消防水利）……………7

第20条（上水道施設）……………7

第21条（その他の公共施設）……………7

**第4章 公益施設の整備**（第22条－第31条）

第22条（公共施設の設置）……………7

第23条（義務教育施設）……………7

第24条（幼児教育保育施設）……………8

第25条（集会施設）……………8

第26条（医療施設）……………8

第27条（購買施設）……………8

第28条（安全施設）……………8

第29条（交通機関）……………8

第29条の2（ごみ施設）……………8

第30条（その他の公共施設）……………8

第31条（削除）……………8

**第5章 工事の施工、管理、検査並びに帰属**（第32条－第37条）

第32条（計画の設計、工事の施工）……………8

第33条（工事管理責任者）……………9

第34条（工事の検査）……………9

第35条（境界の確定）……………9

第36条（公共公益施設及び用地の帰属）……………9

第37条（維持管理の特約事項）……………9

**第6章 雑則**（第38条－第42条）

第38条（周辺住民との協議及び損害の補償）……………9

第39条（勧告等）……………9

第40条（要綱の不履行）……………10

第41条（開発事業の譲渡及び権利義務の承諾）……………10

第42条（補則）……………10

付則

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この要綱は、三田市（以下「市」という。）における開発事業の施行に関し、無秩序な開発を防止し、かつ、市の行財政に重大な影響を及ぼす公共公益施設の整備について施行者に適正な指導を行うとともに、その負担区分を明確にし、もって良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業 主として、建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画もしくは形質の変更をする事業または建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の建築を行う事業をいう。
- (2) 施行者 開発事業を施行する者をいう。
- (3) 開発区域 開発事業を施行する土地の区域をいう。
- (4) 共同住宅 1棟に2戸以上の住戸があり、柱・壁・床などの構造、廊下や階段その他の生活施設を共用している住宅をいう。
- (5) 連続住宅 戸数が2以上で、かつ、各戸の界壁が共有するものをいう。
- (6) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校、各種学校及び他の法律に基づく諸官庁の設置する教育機関をいう。
- (7) 公共施設 道路、公園、緑地、河川、排水路、上下水道、消防水利その他公共の用に供する施設をいう。
- (8) 公益施設 公民館、ごみ・し尿収集処理施設、小学校、中学校、幼稚園、保育所、集会所、行政管理施設、交通安全施設その他公益の用に供する施設をいう。
- (9) 消防活動施設等 消防活動空地、消防活動空地に至るまでの進入路及び災害被害を軽減するために消防隊が使用する非常用の進入口（建築基準法第35条に規定する非常用の進入口等）並びに傷病者を安全に階数移動させるためのエレベーター設備をいう。
- (10) 単身者向け住宅 住戸の壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の面積（バルコニー、パイプスペース、メーターボックスその他これらに類する部分の面積を除く。）が40平方メートル未満のものをいう。
- (11) 近隣住民 開発区域の境界線からの水平距離が15メートル若しくは建築物の外壁面からその建築物の高さの2倍の距離の範囲内（以下「近隣区域」という。）の居住者をいう。
- (12) 周辺住民 近隣区域の属する区・自治会の区域内の居住者をいう。
- (13) 中心市街地駅 JR三田駅、神戸電鉄三田駅、三田本町駅、横山駅をいう。

### (遵守義務)

**第3条** 施行者は、関係法令の規定を遵守するとともに、この要綱及び市が定めた開発技術基準の目的を理解し、良質な住宅地等の形成に努めなければならない。

### (適用の範囲)

**第4条** この要綱は、次の各号のいずれかに該当する開発事業を行う場合に適用する。

- (1) 5戸以上の住宅（連続住宅、共同住宅を含む。）
  - (2) 同一施行者（開発事業を承継した者を含む。）が、一定区域又は一団の隣接区域において、3年以内に継続又は断続して開発を行い、その規模が5戸以上となる場合
  - (3) その他市長が必要と認める開発事業
- 2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する開発事業については、この要綱は適用しない。
- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第4号から第8号、第34条の2、第43条第3項で定める開発事業
  - (2) 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）による新住宅市街地開発事業
  - (3) 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）による工業団地造成事業
  - (4) 農住組合法（昭和55年法律第86号）に基づき組合が行う開発事業
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がこの要綱に該当しないと認める開発事業

#### **（協議と協定の締結）**

**第5条** 施行者は、この要綱に規定する事項について、市と事前に協議しなければならない。協議が整った事項を変更する場合もまた同様とする。

- 2 前項の協議は、都市計画法、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、建築基準法、その他の法令に基づき開発事業にかかる確認・許認可の申請を行おうとするときは、事前に行わなければならない。
- 3 施行者は、第1項の協議が成立したときは、遅滞なく市と協定を締結しなければならない。
- 4 前項の規定する協定は、その協定締結日から起算して3年を経過した日においても、当該協定に係る開発事業に関する確認・許認可の申請がされない場合は、その効力を失うものとする。ただし、3年を経過した日までに当該開発事業に関する確認・許認可ができないことについて特別な理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

#### **（施行者負担の原則）**

**第6条** 施行者は、この要綱の定めるところにより開発区域内の公共施設を整備し、公益施設の整備について負担しなければならない。

- 2 施行者は、開発区域の関連公共施設をはじめ、その他開発に起因して必要となる施設についてもその受益及び原因の程度に応じて負担しなければならない。

**第7条** 削除

## **第2章 開発事業計画**

#### **（土地利用計画）**

**第8条** 施行者は、開発事業に係る土地利用計画をたてるにあたっては、事前に市と協議し、三田市総合計画や三田市都市計画マスタープラン等の市のまちづくり計画との整合を図るとともに開発区域の周辺区域と調和を図り健康で文化的な都市生活を確保するように土地利用の区分及び用途を明確に定めなければならない。また、変更するときも同様とする。

- 2 市は、前項の規定による開発事業にかかる土地利用計画が、市のまちづくり計画と整合して

いない場合は、施行者に対して計画の変更を求めるものとする。

#### **(景観の形成)**

**第 8 条の 2** 施行者は、三田市景観条例（平成 21 年三田市条例第 26 号）第 17 条又は第 28 条に該当する開発事業について、事業計画を検討するにあたり、開発区域及び周辺地域における景観形成の目標像や景観の現況等を把握した上で、開発区域内の景観形成の考え方、周辺景観への配慮、施設の規模・形状・配置等について、事前に市と協議し、良好な景観の形成に必要な措置を講じなければならない。

#### **(自然緑地、文化財の保存保護)**

**第 9 条** 施行者は、良好な居住環境を保全するよう配慮するとともに、現存する樹木等を保存し、自然環境の保存に努めなければならない。

2 施行者は、埋蔵文化財等が予想される地区における開発はできる限り避けるとともに、開発区域における文化財その他保全を要するものの有無について確認調査を行い、その存在が確認され保存する必要があるときは、保存その他保護に必要な対策を講じなければならない。

#### **(公害の防止)**

**第 10 条** 施行者は、公害の発生を未然に防止するよう公害防止に関する関係法令等を遵守し、市の指示に従い適切な措置をとらなければならない。

#### **(防災計画)**

**第 11 条** 施行者は、防災計画をたてるにあたっては、開発区域及びその周辺地域における地形地質、過去の災害の有無等の調査を行い、宅地として安全な状態が確保できるよう計画しなければならない。

2 施行者は、その開発規模に応じ兵庫県開発事業に係る防災工事の確保に関する要綱に基づき市と協定を締結しなければならない。

#### **(周辺住民への事業説明)**

**第 12 条** 施行者は、第 5 条の事前協議を開始する前に、次に掲げる方法により事業計画等について、周辺住民と十分協議し調整を図り、理解を求めなければならない。

(1) 施行者は、近隣住民に対し、個別説明の方法により事業計画等を説明しなければならない。

(2) 施行者は、周辺住民に対し、説明会の方法により事業計画等を説明しなければならない。

2 施行者は、工事施行に際し、利害関係者等と紛争が生じたときは、責任をもって解決しなければならない。

#### **(住居表示)**

**第 12 条の 2** 施行者は、住居表示について事前に市と協議を行うものとする。

2 住居表示実施区域外において開発しようとする場合は、周辺との整合が取れた解りやすい住所とするため、市と協議し適切な措置をとらなければならない。

#### **(標識の設置等)**

**第 12 条の 3** 施行者は、事業計画の内容を記載した標識を当該開発区域内の公衆に見やすい場所に設置し、周辺住民に周知しなければならない。

2 施行者は、前項の標識を第 12 条に規定する事業説明をする前に設置し、事業が完了するまでの間掲出しておかななければならない。

3 施行者は、第 1 項の標識の記載事項に変更があったときは、速やかに当該記載事項を変更しな

なければならない。

### (宅地の規模)

**第 13 条** 戸建住宅 1 戸当たりの宅地（道路・水路等公共施設敷等は含まない）の規模は、次の各号に掲げる面積を最低の基準としなければならない。

- (1) 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内は 150 平方メートル以上とする。
  - (2) 近隣商業地域及び商業地域内は 100 平方メートル以上とする。
  - (3) 前 2 号以外の市街化区域内は 130 平方メートル以上とする。ただし、土地の形状等によりやむを得ない場合については、一宅地のみ 100 平方メートル以上とする。
- 2 都市計画法第 12 条の 4 に規定する地区計画の区域内における宅地の規模については、地区整備計画において規定される地区の区分ごとに定まっている宅地の規模に関わらず、各地区計画の土地利用の方針において戸建住宅地を基本とする地区として定まっている地区の区分によって規定されている宅地の規模以上とする。ただし、宅地の規模が異なる戸建住宅地を基本とする地区が 2 以上ある場合は、最も面積の低い規模以上とする。

### (駐車駐輪用地)

**第 14 条** 施行者は、開発区域内に次の各号に掲げる駐車場を確保し、整備しなければならない。ただし、新住宅市街地開発事業により形成されている区域以外で市長が開発区域の周辺状況等を勘案し、必要とされる駐車場台数を開発区域内に確保することが困難または土地利用上合理的でないと認めた場合で、かつ、用途地域により開発区域内に最低限の駐車場を設置し、残りの必要とされる駐車場台数を開発区域周辺で確保する場合は、この限りでない。この場合において、小数点以下の端数がある場合は、その端数を切り上げた数値とする。

- (1) 開発区域が三田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 9 年三田市条例第 10 号）内に定める用途地域（以下「附置義務地域」という）内にある場合 計画戸数の 70%以上（単身者向け住宅にあっては、計画戸数の 30%以上）
  - (2) 開発区域が第 1 種・第 2 種低層住居専用地域及び用途地域の定めのない地域にある場合は、計画戸数の 100%以上。
  - (3) 開発区域が前 2 号に定めるもののほかの用途地域内にある場合は、計画戸数の 100%以上（中心市街地駅から 500 メートル圏内にある場合は計画戸数の 80%以上）、単身者向け住宅においては計画戸数の 50%以上。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行者は、市内に存する学校等の学生のための寮等を建設する開発事業にあっては、その開発区域内に計画戸数の 20%以上の駐車場を確保し、整備しなければならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、施行者は、附置義務地域外で商業及び娯楽施設等の用途と併用する開発行為を行う場合にあっては、これらの規定により確保し、整備することとなった数値に、商業及び娯楽施設等の用途に供する部分の延べ面積を 150 平方メートルで除して得た数値（小数点以下の端数がある場合は、その端数を切り上げた数値）を加えて得た数値以上の駐車場を確保し、整備しなければならない。
- 4 前 3 項において整備する駐車場 1 台当たりの規模は、幅 2.3 メートル以上、奥行 5 メートル以上とし、施行者は、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

- 5 施行者は、計画戸数が 21 戸以上の場合にあっては、開発区域内に来客用の駐車場として幅 3.5メートル以上、奥行 6メートル以上のものを 1 台以上確保し、整備するよう努めなければならない。
- 6 施行者は、開発区域内に 1 台当たり幅 0.6メートル以上、奥行 1.9メートル以上の駐輪場を、計画戸数の 100%以上確保し、整備しなければならない。

#### (消防活動施設等)

**第 14 条の 2** 施行者は、中高層建築物（階数が 4 階以上又は軒高 9 メートル以上のものに限る。）を建築しようとするときは、必要な消防活動施設等を消防長と協議の上設置しなければならない。

#### 第 15 条 削除

### 第 3 章 公共施設の整備

#### (道路)

**第 16 条** 施行者は、開発事業により道路を設置する場合、市の道路計画に適合するよう市と協議し、開発区域外の道路と接続する場合は、道路の機能が有効に発揮されるように設計するものとする。

- 2 開発区域内の道路は、開発区域外の幅員 6.5 メートル以上の道路に接続するよう施行しなければならない。ただし、周囲の状況により道路の幅員 6.5 メートル以上の道路に接続することが困難なときは、開発区域の規模、予定建築物の用途等により市と協議して接続すべき道路を定めるものとする。
- 3 開発区域内の敷地は、6 メートル以上の幅員の道路に接するように配置されなければならない。ただし、予定建築物等の用途、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で市が別に定めるものが配置されているときは、この限りでない。

#### (排水)

**第 17 条** 施行者は開発区域及びその周辺より流出する自然水又は汚水を排水するために、必要な施設を市と協議し、設置しなければならない。

- 2 排水施設を河川、水路等に接続しようとするときは、その管理者と協議し、十分な理解を得なければならない。
- 3 施行者は、公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティープラント事業の計画区域においては、これらの事業と整合させなければならない。
- 4 前項以外の区域については、合併浄化槽とするよう努めなければならない。
- 5 開発区域内に終末処理施設を設置する場合は、市と協議し、施行者の責任において整備しなければならない。

#### (公園の整備)

**第 18 条** 住宅の建築を目的とする施行者は、次の各号の基準により市と協議し、公園の設置をしなければならない。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園が存する場合は、この限りでない。

- (1) 開発区域の面積が 3,000 平方メートル以上で戸建住宅の開発事業を行う場合については、開発

区域の面積の3%以上かつ、150平方メートル以上の公園を設置しなければならない。

- (2) 共同住宅及び連続住宅の開発事業を行う場合については、開発区域（開発区域内の駐車場用地で、市と協議の上指定する敷地部分を除く。）の面積の6%以上の公園を設置しなければならない。
- 2 同一施行者が開発事業の完了した区域に接続又は近接して開発しようとする場合、その合計面積が3,000平方メートル以上となる場合は前項各号の規定を準用する。
- 3 施行者は、公園内に遊戯施設、樹木その他必要な施設を市と協議し施行しなければならない。

#### **（緑地の確保）**

**第18条の2** 施行者が共同住宅及び連続住宅の開発事業を行うときは、市と協議しながら、開発区域周辺の住環境に配慮した位置に、開発区域（開発区域内の駐車場用地で、市と協議の上指定する敷地部分を除く。）の面積の10%以上の緑地を確保し、管理しなければならない。なお、公園を設置した場合は、これを緑地面積に算入することができる。

#### **（消防水利）**

**第19条** 施行者は、必要な消防水利を消防長と協議の上設置しなければならない。

- 2 防火水槽用地は、原則として道路、公園等の敷地以外に確保しなければならない。

#### **（上水道施設）**

**第20条** 施行者は、次の各号のとおり施行しなければならない。

- (1) 市営上水道により給水を受ける場合は、その管理者と協議し、水道法（昭和32年法律第177号）に基づく施設を施行しなければならない。
  - (2) 前号以外で給水を行う場合で、その給水供給対象が50人以上の場合について、関係法令に基づく施設を施行しなければならない。
  - (3) 前各号以外で給水を行う場合で、その給水供給対象が50人未満の場合について、特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）に準じた施設を施行しなければならない。
- 2 前項の規定による水源の確保に起因して、周辺住民の井戸等地下水が枯渇したときは、施行者の責任において給水等水源を確保しなければならない。

#### **（その他の公共施設）**

**第21条** その他の公共施設については、市と協議し、必要と認められる場合は整備しなければならない。

## **第4章 公益施設の整備**

#### **（公益施設の設置）**

**第22条** 施行者は、開発規模により開発区域内に公益施設の設置を必要とするときは、この要綱に定めるもののほか、施設の規模、経費の負担等について市と協議しなければならない。

#### **（義務教育施設）**

**第23条** 開発規模により開発区域内に義務教育施設の設置が必要となるときは、用地を確保し、施設は施行者の立て替え施行とする。

- 2 用地は、次の各号に掲げる事項を基準として設けなければならない。



- (1) 近隣住区のおおむね中心となる位置であること。
  - (2) 通学に安全、かつ、便利な位置であること。
  - (3) 日照、通風、排水が良好で、災害のおそれのない位置であること。
- 3 立て替え施行に要する費用及びその支払い方法等については市と施行者が協議するものとする。
  - 4 施設については、文部科学省の基準に準ずる。

#### **(幼児教育保育施設)**

**第 24 条** 施行者は、開発規模又は計画戸数により必要に応じ幼稚園用地又は保育所用地を整備しなければならない。

- 2 開発区域内に設置される幼稚園、保育所については、園舎等の規模、施設の内容を市と協議しなければならない。

#### **(集会施設)**

**第 25 条** 施行者は、開発規模又は計画戸数に応じ、市と協議し、集会施設を整備するものとする。

#### **(医療施設)**

**第 26 条** 施行者は、開発規模又は計画戸数により必要に応じ病院、診療所等の用地を確保しなければならない。

#### **(購買施設)**

**第 27 条** 施行者は、開発規模又は計画戸数により必要に応じ市と協議の上購買施設を設置しなければならない。

#### **(安全施設)**

**第 28 条** 施行者は、開発行為に起因して必要となる街路灯、ガードレール、防犯灯その他安全施設を市と協議の上自己の負担において設置しなければならない。

- 2 交通安全上支障のある既設の電柱等は、施行者の負担において移転又は撤去しなければならない。

#### **(交通機関)**

**第 29 条** 施行者は、入居者の通勤通学の便を図るため開発規模に応じ市及び関係交通機関と協議を行わなければならない。

#### **(ごみ施設)**

**第 29 条の 2** 施行者は、開発事業により必要となるごみ集積場については、市と協議し自己の負担において設置しなければならない。

#### **(その他の公益施設)**

**第 30 条** その他の公益施設については、市と協議し、整備をしなければならない。

**第 31 条** 削除

## **第 5 章 工事の施工、管理、検査並びに帰属**

#### **(計画の設計、工事の施工)**

**第 32 条** 施行者は、第 5 条の規定に基づく協議、又は許認可のあった設計図書等により施工しなければならない。

2 施行者は、工事に着手しようとするときは、市長に届け出なければならない。

#### **(工事管理責任者)**

**第 33 条** 施行者は、開発事業を適正に実施するための工事管理責任者を定め、市長に届け出なければならない。

2 工事管理責任者は、開発事業の完了まで責任をもってその施工管理にあたり、市の求めに応じ工事の施工状況を報告しなければならない。

#### **(工事の検査)**

**第 34 条** 施行者は、開発事業に係る工事が完了したときは、速やかに届け出をし検査を受けなければならない。

2 施行者は、工事完了時において構造等の確認が困難となるものについては、現場写真を撮影しなければならない。

3 前2項の検査の結果、不備な箇所が指定されたとき、施行者は、自己の負担において整備改善しなければならない。

#### **(境界の確定)**

**第 35 条** 開発区域と隣地との境界は、コンクリート杭等で明確にしなければならない。

#### **(公共公益施設及び用地の帰属)**

**第 36 条** 施行者は、市と協議し、市に帰属することとなる公共公益施設及び用地を市に無償で譲渡するものとし、完了後ただちに所有権移転等に必要な図書を整備し市長に提出しなければならない。

2 前項の登記手続きのときは、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 抵当権その他所有権以外の権利を抹消していること。

(2) 実測面積と公簿面積が合致していること。

(3) 用地の境界は、0.12メートル角コンクリート杭等で明確にすること。

3 公共公益施設の引き継ぎにあたっては、協議協定書に基づく図書を作成しなければならない。

4 市の帰属となる以外の道路については、地目を公衆用道路として登記すること。

#### **(維持管理の特約事項)**

**第 37 条** 市へ帰属する公共施設及び公益施設の維持管理については、市と施行者が協議し、期間及び負担について定めるものとする。

## **第 6 章 雑則**

#### **(周辺住民との協議及び損害の補償)**

**第 38 条** 施行者は、周辺住民に対して開発事業の内容を説明し、開発事業の施行により周辺住民の生活環境に影響をもたらすおそれのあるものについては、十分協議を行わなければならない。

2 前項の開発事業に起因して、生じた被害、損害及び紛争については、施行者の責任において、補償、賠償等解決をはからなければならない。

#### **(勧告等)**

**第 39 条** 市長は、この要綱の施行に関し、施行者に対し必要に応じて報告及び資料の提出を求め、必要な勧告若しくは助言をすることができる。

**(要綱の不履行)**

**第40条** この要綱に従わずに開発事業を行った施行者に対して、市長は、行政上必要な措置を講ずることができる。

**(開発事業の譲渡及び権利義務の承諾)**

**第41条** 施行者は、開発事業を第三者に譲渡しようとするときは、市長の同意を得なければならない。

2 施行者が、開発事業を譲渡した場合は、これを譲り受けた者及び譲った者が連帯して、すべての権利、義務を承継し、その責を負うものとする。

**(補則)**

**第42条** この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

**付 則**

**(施行期日)**

- 1 この要綱は、昭和54年8月1日から施行する。
- 2 開発行為に伴う関連公共公益施設等の整備に関する指導要綱（昭和44年11月1日施行）を廃止する。

**(経過措置)**

- 3 昭和54年8月1日現在において、協議中の開発事業に対しても、この要綱を適用する。

**付 則**

**(施行期日)**

- 1 この要綱は、昭和61年6月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 昭和61年6月1日現在において、協議中の開発事業に対しても、この要綱を適用する。

**付 則**

**(施行期日)**

- 1 この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 平成9年10月1日現在において、協議中の開発事業に対しては、この要綱を適用しない。

**付 則**

**(施行期日)**

- 1 この要綱は、平成9年12月10日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 平成9年12月10日現在において、協議中の開発事業に対しては、この要綱を適用しない。

**付 則**

**(施行期日)**

- 1 この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 平成 19 年 12 月 1 日現在において、協議中の開発事業に対しては、この要綱を適用しない。

**付 則**

**(施行期日)**

- 1 この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この要綱による改正後の開発行為に伴う関連公共施設等の整備に関する指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされた開発行為について適用し、同日前になされた開発行為については、なお従前の例による。

**付 則**

**(施行期日)**

- 1 この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この要綱による改正後の開発行為に伴う関連公共施設等の整備に関する指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされた協議について適用し、同日前になされた協議については、なお従前の例による。

**付 則**

**(施行期日)**

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この要綱による改正後の開発行為に伴う関連公共施設等の整備に関する指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされた協議について適用し、同日前になされた協議については、なお従前の例による。

**付 則**

**(施行期日)**

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この要綱による改正後の開発行為に伴う関連公共施設等の整備に関する指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされた協議について適用し、同日前になされた協議については、なお従前の例による。

**付 則**

**(施行期日)**

- 1 この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この要綱による改正後の開発行為に伴う関連公共施設等の整備に関する指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされた協議について適用し、同日前になされた協議については、なお従前の例による。

#### **付 則**

##### **(施行期日)**

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

##### **(経過措置)**

- 2 この要綱による改正後の開発行為に伴う関連公共施設等の整備に関する指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされた協議について適用し、同日前になされた協議については、なお従前の例による。

#### **付 則**

##### **(施行期日)**

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

##### **(経過措置)**

- 2 この要綱による改正後の開発行為に伴う関連公共施設等の整備に関する指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされた協議について適用し、同日前になされた協議については、なお従前の例による。

### 三田市開発指導要綱所掌事務一覧

|        |                      |                |
|--------|----------------------|----------------|
| 第5条    | 協定の締結                | 審査指導課          |
| 第8条    | 土地利用計画（三田市総合計画との整合）  | 政策課            |
| 第8条の2  | 景観の形成（三田市景観条例）       | 都市政策課          |
| 第9条    | 自然緑地                 | 公園みどり課         |
|        | 文化財の保存               | 文化スポーツ課        |
| 第10条   | 公害の防止（公害防止に関する関係法令等） | 環境創造課          |
| 第11条   | 防災計画                 | 審査指導課          |
| 第12条   | 利害関係者等の調整            | 審査指導課          |
| 第12条の2 | 住居表示                 | 都市政策課          |
| 第13条   | 宅地の規模                | 審査指導課          |
| 第14条   | 駐車駐輪用地               | 審査指導課          |
| 第14条の2 | 消防活動施設等              | 消防本部           |
| 第16条   | 公共施設の整備 道路           | 道路河川課          |
| 第17条   | 公共施設の整備 公共下水道設備      | 下水道課           |
|        | 農業集落排水設備             | 下水道課           |
| 第18条   | 公共施設の整備 公園           | 公園みどり課         |
| 第18条の2 | 公共施設の整備 緑地           | 公園みどり課         |
| 第19条   | 公共施設の整備 消防水利         | 消防本部           |
| 第20条   | 公共施設の整備 上水道設備        | 上水道課           |
| 第23条   | 公益施設の設置 義務教育施設       | 教育総務課          |
| 第24条   | 公益施設の設置 幼児教育施設       | 幼児教育振興課        |
|        | 幼児保育施設               | 保育振興課          |
| 第25条   | 公益施設の設置 集会所施設        | 協働推進課          |
| 第26条   | 公益施設の設置 医療施設         | 健康増進課          |
| 第27条   | 公益施設の設置 購買施設         | 産業政策課          |
| 第28条   | 公益施設の設置 安全施設         | 道路河川課<br>危機管理課 |
| 第29条   | 公益施設の設置 交通機関         | 交通まちづくり課       |
| 第29条の2 | 公益施設の設置 ごみ収集施設       | クリーンセンター       |
| 第36条   | 公共公益施設及び用地の帰属        | 審査指導課          |